

平成 29 年度 青森市防災会議 会議概要

1 開催日時 平成 29 年 7 月 19 日（水） 15：00～15：43

2 開催場所 青森市教育研修センター5階大研修室（青森市栄町1丁目10番10号）

3 出席者 【委員】
別添出席者名簿のとおり（36人中33人出席（代理出席含む））

【事務局（総務部危機管理課）】
廣津明男（参事兼危機管理監・課長事務取扱）、
金澤敦（副参事）、川村一功（副参事）、滝口貴史（主事）

4 会議

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 報告

以下、会議は、会長が議長を務め進行した。

【報告1：災害時における各種応援協定の締結について】

〔配布資料：資料1「災害時における各種応援協定の締結について」〕

◆配付資料に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○災害時における各種応援協定の締結について</p> <p>昨年7月に開催した本市防災会議以降に締結した協定について報告する。</p> <p>1つ目に、青森市域において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、鳶 架設協会又は同協会が保有する重機等の供給及びオペレーターを派遣する「災害時における重機等の供給及びオペレーターの派遣に関する協定」を平成28年12月2日に締結した。</p> <p>災害現場の人命救助や応急復旧対策において、重機等の果たす役割は非常に重要であり、本協定に基づく重機等の提供や、オペレーターの派遣によって、それらが円滑に進むことが期待されるものである。</p> <p>2つ目に、青森刑務所が管理する施設で、刑務所職員が柔道等の訓練に使用している刑務所の塀の外にある鍛錬場を避難所等として「災害時における相互協力に関する協定」を平成29年7月5日に締結した。</p> <p>刑務所や拘置所といった刑事施設と自治体との相互協力に関する協定は、昨年の熊本地震を機に全国で協定締結が進ん</p>
-----	--

	<p>でおり、本市においても、青森刑務所の協力の下、協定を締結したものである。</p> <p>なお、法務省矯正局によると、本市と青森刑務所との間で締結した協定は、全国では 30 施設目、東北では秋田市と秋田刑務所の協定に続いて 2 施設目とのことである。</p> <p>以上である。</p>
--	---

◆質疑等

特になし。

【報告 2：平成 28 年度における青森市の主な災害状況について】

〔配布資料：資料 2「平成 28 年度における青森市の主な災害状況について」〕

◆資料 2 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○平成 28 年度における青森市の主な災害状況について</p> <p><平成 28 年 4 月 17 日から 18 日までの暴風に係る被害状況について></p> <p>当日の気象情報については、低気圧が急速に発達しながら日本海を東北東へ進んだ影響を受け、17 日夕方から 18 日未明にかけて風が非常に強くなり、資料記載のとおり、警報等が発表となった。</p> <p>市の体制としては、予想される被害に迅速に対処するため、17 日 15 時より準備体制を敷き対応した。</p> <p>被害についてであるが、幸いなことに人的被害はなかったが、トタンの剥離・飛散等による住家被害など、合計 110 件の被害が発生した。</p> <p><平成 28 年 8 月の台風に係る被害状況について></p> <p>平成 28 年 8 月 16 日から 31 日にかけて、台風第 7 号、9 号、10 号、11 号が東日本から北日本に相次いで上陸し、本市においても、台風 7 号、9 号、10 号による被害が発生した。</p> <p>8 月 17 日の台風 7 号については、雷を伴った 1 時間に 50 ミリ以上の非常に激しい雨とともに東北地方の太平洋沿岸を北上し、本市においても非常に激しい雨を観測し、大雨警報等が発表された。</p> <p>市の体制としては、予想される事態に対処できるよう、17 日 10 時 45 分から、関係各課による準備体制をとったところである。</p> <p>被害については、幸いなことに人的被害はなかったが、合計 2 件の被害が発生した。</p>
-----	--

次に、平成 28 年 8 月 22 日の台風第 9 号に伴う暴風に係る被害状況について報告する。

東北地方の太平洋側を北上した台風第 9 号や北海道付近に停滞する前線の影響で、北日本では所により雷を伴った非常に激しい雨が降り、本市に大雨警報、洪水警報が発表された。

市の体制としては、予想される被害に迅速に対処するため、22 日 19 時より準備体制を敷き、対応した。

被害については、こちらにも幸いなことに人的被害はなかったが、合計 8 件の被害が発生した。

最後に、平成 28 年 8 月 30 日から 31 日の台風第 10 号に伴う被害状況について報告する。

大型で強い台風第 10 号は、30 日 18 時頃岩手県大船渡市に上陸後、暴風域を伴ったまま夜のはじめ頃に本市付近を通過し、酸ヶ湯では観測史上最大の降水量と最大瞬間風速を記録するなど、本市でも大きな影響が見られ、8 月 30 日より翌日にかけて、大雨、洪水警報、暴風、波浪警報が発表された。

市の体制としては、台風の接近に伴い、8 月 30 日 13 時に市長を本部長とする青森市警戒対策本部を設置し、警戒配備体制を敷き、対応した。

避難所の開設については、避難に時間を要する方や災害の発生しやすい地区に居住する方が余裕を持った避難行動がとれるよう、8 月 30 日 15 時に市全域に避難準備情報を発令するとともに、市内の各市民センター等 12 か所を避難所として開設した。

このような状況の中、同日午後 9 時 20 分には、駒込川の一部が溢水(いっすい)したため、大字駒込字桐ノ沢の一部地域に避難勧告を発令し、筒井南小学校へ避難誘導した。

被害については、突風による転倒等により、重軽傷者計 3 名の人的被害が発生したほか、住家被害等、合計で 233 件の被害が発生した。

以上が昨年度の主な災害状況である。

なお、避難勧告等を発令し、市内に大きな被害が生じた平成 28 年 8 月 30 日から 31 日の台風第 10 号に伴う被害については、後ほど、議事案件としても説明するが、本日の報告内容を本市地域防災計画【総則・災害予防計画編】のうち、「災害の記録」へ記載したいと考えている。

説明は以上である。

◆質疑等
特になし。

【報告 3：青森市防災情報システムの検討について】

〔配布資料：資料 3「青森市防災情報システムの検討について」〕

◆資料 3 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○青森市防災情報システムの検討について</p> <p>平成 22 年度の東日本大震災における津波災害の発生以降、平成 26 年度の広島県における土砂災害、平成 27 年度の茨城県における鬼怒川の決壊、平成 28 年度の熊本地震、先月、6 月 30 日からの九州北部を襲った梅雨前線に伴う大雨被害など、大規模な自然災害が各地で発生している。</p> <p>また、本市をとりまく環境としては、先ほど報告案件 2 において報告したような風水害による災害が例年発生しているほか、平成 28 年 2 月に八甲田山の常時観測火山への追加に伴う火山災害警戒地域の指定がされるなど、より一層の防災体制の強化が必要とされている。</p> <p>災害による人的被害を最小限に抑えるには、災害情報を早期に確実に住民に伝達することが不可欠であり、そのためには、可能な限り効率的に情報を収集・活用・伝達することのできるシステムの構築が必要と考え、検討を進めることとしたところである。</p> <p>防災情報システムの基本的な考え方についてであるが、</p> <ul style="list-style-type: none">○一つとして、情報の収集段階において、災害発生直後に被害情報を収集し、災害への初動対応を行うため、状況把握や被災情報の共有を支援するものであること○二つとして、情報の活用段階において、集めた情報を整理・分析し、今後の対応を検討するため、情報の見える化や避難判断などを支援するものであること○三つとして、情報の伝達段階において、必要な人へ必要なタイミングで、また、適切な手段により災害情報を提供することで被害拡大を防ぐため、同報系無線や ICT（情報通信技術）を活用した情報の一斉配信など、情報伝達の支援を行うものであること <p>を基本的な考え方として検討し、災害発生時の被害縮小につなげていきたいと考えている。</p> <p>最後に、検討スケジュールの概略についてであるが、各年度において想定しているスケジュールは下記のとおりとなっている。</p> <p>システムの整備に当たっては、平成 31 年度 12 月頃を予定している新本庁舎の供用開始時期を見据え、取組みを進めて</p>
-----	--

	<p>いくことを想定している。</p> <p>平成 29 年度においては、本市の地域特性を踏まえた情報伝達・収集機能等の導入可能や必要性などを調査・検討するため、基本設計を実施しているところであり、整備の方向性の決定に向けて取組むこととしている。</p> <p>今後も、防災会議の委員には、適宜、情報提供を行いながら、防災情報システムの検討を進めていく。</p>
--	---

◆質疑等

特になし。

(4) 議事

【案件 1：青森市地域防災計画の修正(案)について】

〔配布資料：資料 4「青森市地域防災計画の修正(案)について」〕

◆資料 4 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○青森市地域防災計画の主な修正の概要について</p> <p>4 項目について修正することを提案する。</p> <p><避難所の指定等について></p> <p>新規指定が 2 件、面積修正が 2 件及び指定取消が 1 件あり、【資料・様式編】の「資料 87 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表」を修正する。</p> <p>新規指定については、「災害時における相互協力に関する協定」を締結した青森刑務所を指定避難所として、また、校舎の移転が行われた青森商業高等学校を指定避難所及び指定緊急避難場所として指定するものである。</p> <p>なお、青森刑務所の面積については 435 m²、収容人員 217 人であり、青森商業高等学校については、面積 2,052 m²、収容人員については、1,026 人となっている。</p> <p>面積の修正については、青森高等学校の面積を 1,981 m²から 1,616 m²に修正し、この面積の修正に伴い、収容人員を 808 人に修正する。</p> <p>また、青森東高等学校の面積を 2,209 m²から 2,025 m²に修正し、この面積の修正に伴い、収容人員を 1,012 人に修正する。</p> <p>指定取消については、青森商業高等学校の移転に伴い、旧青森商業高等学校の指定を取消すものである。</p> <p><災害時における各種応援協定の追加></p> <p>報告 1「災害時における各種応援協定の締結」にて説明し</p>
-----	---

	<p>たとおり、昨年 12 月 2 日に鳶架設協会と締結した「災害時における重機等の供給及びオペレーターの派遣に関する協定」と本年 7 月 5 日、青森刑務所と締結した「災害時における相互協力に関する協定」の 2 件について、【資料・様式編】に追加するものである。</p> <p><災害の記録の追加について></p> <p>報告 2「平成 28 年度における青森市の主な災害状況」で説明した台風第 10 号について、本災害は 3 人の人的被害を含む合計 233 件の被害をもたらしたものであり、青森市警戒対策本部を設置し、警戒配備体制を敷いて対応したものであることから、【総則・災害予防計画編】の「第 8 節 災害の記録」に追加するものである。</p> <p>4 つ目の「組織改正に伴う部・課の名称変更について」は、本年 4 月 1 日の組織改正により、部・課・室の新設や廃止が行われていることから、青森市地域防災計画の全編にわたり、青森市災害対策本部の編成及び業務に関して、一部の部署の名称を変更するものである。</p> <p>例としては、避難所の開設・運用を担当する部署が健康福祉部から福祉部に、健康福祉政策課から福祉政策課に名称変更となっており、青森市災害対策本部規定に基づき、修正するものである。</p> <p>修正については、以上である。</p> <p><今後の見通しについて></p> <p>青森県では、青森県地域防災計画を本年 3 月に修正しており、今後、各市町村にガイドラインが配付されることとされている。</p> <p>そのガイドラインに基づき、青森市地域防災計画を修正する見通しである。</p> <p>事務局からは以上である。</p>
--	---

◆質疑等

特になし。事務局提案のとおり修正について承認された。

【案件 2：平成 29 年度青森市総合防災訓練の実施(案)について】

〔配布資料：資料 5「平成 29 年度青森市総合防災訓練の実施(案)について」

資料 5－(1)「訓練図面（油川地区）」

資料 5－(2)「訓練図面（浪岡地区）」〕

◆資料 5 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○平成 29 年度青森市総合防災訓練の実施(案)について</p> <p>平成 29 年度の青森市総合防災訓練については、災害対策基本法第 48 条及び本市地域防災計画に基づき、防災関係機関、団体と地域住民の参加による連携を強化すること、災害を想定した各種訓練を行い、災害の予防、応急対策等の防災活動を迅速、的確かつ総合的に実施できるようにすること、防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施するものである。</p> <p>訓練実施の内容としては、「津波ハザードマップ」を活用した地震・津波を想定した訓練と、「洪水ハザードマップ」を活用した河川の氾濫を想定した訓練を予定している。</p> <p>訓練実施日は、本年 10 月 14 日土曜日、午前 9 時頃から正午までを予定している。</p> <p>実施地区は、青森地区と浪岡地区の 2 箇所とし、青森地区は油川地区の 8 町会を対象に実施することとし、油川小学校を指定避難所、介護老人保健施設「青照苑」を福祉避難所として開設・運営する予定である。</p> <p>浪岡地区については、浪岡川の南側 5 町会を対象に、浪岡南小学校を指定避難所として開設・運営する予定である。</p> <p><青森地区における訓練の概要について></p> <p>添付資料 5- (1) 「訓練図面 (油川地区)」により説明する。</p> <p>油川地区は、発災から 2 分で最大 1.8m の津波が到達する危険性がある。</p> <p>浸水想定区域については、油川埠頭 (赤字①) を中心に、オレンジ色で示す 2m 未満の浸水想定区域、黄色で示す 1m 未満の浸水想定区域、緑色で示す 0.3m 未満の浸水想定区域となっており、一部の区域は、茶色の線で示す国道 280 号を超える地区への浸水が想定される。</p> <p>なお、避難困難区域は赤線から海側で示しており、垂直避難を行うエリアとなっている。</p> <p>今回の訓練では、油川埠頭周辺の浸水想定区域にある 8 町会を対象に訓練を実施することとしている。</p> <p>訓練の流れとしては、</p> <p>(1) 訓練当日午前 9 時、青森湾西岸断層帯いわゆる入内断層を震源とする地震が発生し、震度 6 強の揺れを観測、陸</p>
-----	--

奥湾沿岸部に津波警報が発表される。

(2) 市は、陸奥湾沿岸部の津波避難対象住民に避難指示を発令する。

(3) 地域住民は、自宅 2 階等へ垂直避難を行う。

(4) 油川地区には、発災から 2 分後、1.8m の津波が到達し、一部の地域において国道 280 号を超えて浸水する。

(5) 津波警報が解除された後、地域住民は、被害がなく安全が確認された明誓寺（赤字②）、常満寺（赤字③）、熊野宮神社（赤字④）、熊野神社（赤字⑤）に集合し、家族や近隣住民の安否、傷病者の有無を確認の上、避難誘導に従って油川小学校（赤字⑥）に避難する。

(6) 市は、油川小学校を指定避難所として開設・運営する。

(7) 油川小学校の体育館に集合した避難者に対し、町会等の支援者が地域住民の安否と、避難行動要支援者の有無の確認を行う。

(8) 指定避難所での避難生活に特別な配慮を要することが確認された避難者を福祉避難所確保に関する応援協定を締結している青照苑（赤字⑦）に移送する。市は、青照苑に開設を要請し、福祉避難所の開設・運営を行う。

(9) ライフラインの応急復旧活動を行う。

という流れとしている。

訓練項目としては、

○市職員を対象とする緊急連絡網を活用した情報伝達訓練

○常満寺（赤字③）と熊野宮神社（赤字④）に到る国道 280 号線では、警察による交通規制と避難誘導、警戒活動

○広報車による災害広報訓練

○集合場所の両端・明誓寺と熊野神社から油川小学校まで、市のマイクロバスを活用した避難者移送訓練

○油川小学校における、指定避難所としての開設及び運営訓練

○青照苑における、福祉避難所としての開設及び運営訓練

○油川埠頭での、海上保安部と消防の連携による海難救助訓練

○市職員による備蓄防災資機材の操作習熟訓練、防災士会青森支部による応急担架の作成など避難者体験訓練

を行うこととしている。

訓練の実施箇所の詳細については、図面左上の「油川小学校内主要訓練」に記載しており、

①体育館において、日本赤十字社青森県支部による救急救

命訓練

- ②自衛隊による炊き出し訓練と、水道部による給水訓練
 - ③現地災害対策本部や避難所開設本部の設置訓練
 - ④自衛隊と消防による倒壊家屋からの救出救助訓練
 - ⑤東北電力・NTT・NTTドコモ・青森ガスによるライフライン応急復旧訓練
 - ⑥自衛隊と消防の装備品の展示と起震車の体験訓練
- などを予定している。

<浪岡地区における訓練の概要について>

資料5-2)「訓練図面(浪岡地区)」により説明する。

浪岡川の両岸に、薄茶色で示す3m未満の浸水想定区域や黄色で示す0.5m未満の浸水区域が示されている。

訓練では、赤線で囲んだ5町会を対象として実施する。

訓練の流れとしては、

- (1) 訓練当日、朝からの集中豪雨により、午前8時30分に大雨注意報が発表される。
- (2) 午前8時35分に大雨警報に切替わる。
- (3) 浪岡川の水位が急激に上昇して、午前9時、「避難判断水域」である2.2mに到達、さらに水位の上昇が見込まれることから、避難勧告を発令する。
- (4) 午前9時50分には「氾濫危険水域」である2.5mの水位に到達したことから、避難指示に切替える。
- (5) 地域住民は、雨の降り方や氾濫の状況に関心を持ち、早めに避難を実施する。
- (6) 浪岡南小学校を指定避難所として開設・運営する。
- (7) 地域住民が浪岡南小学校に避難した後、町会等の支援者は、地域住民の安否と、避難行動要支援者の有無の確認を行う。
- (8) 町内会等は、指定避難所において各種訓練を実施する。

という流れとしている。

訓練項目としては、

- 市職員を対象とする緊急連絡網を活用した情報伝達訓練
- 同報系防災行政無線及び広報車による災害広報訓練
- 町内会による避難及び避難行動要支援者の避難誘導訓練
- 警察による避難経路の交通規制

を行うこととしている。

訓練の実施箇所の詳細については、図面左上の「浪岡南小学校内主要訓練」に記載しており、

	<p>①浪岡南小学校の校舎では、現地災害対策本部の設置訓練</p> <p>②体育館では、指定避難所の開設及び運営訓練、浪岡消防署による救急救命訓練、参加者による炊き出し訓練</p> <p>③参加者による各種備蓄防災資機材の操作習熟訓練</p> <p>④消防団による土のう積み水防訓練</p> <p>⑤水道部による給水訓練</p> <p>⑥災害時応援協定を締結している災害救助犬の行方不明者捜索訓練</p> <p>などを予定している。</p> <p>今後は、地域住民をはじめ、関係機関、団体との調整を図り、協力を得ながら実施したいと考えている。</p> <p>事務局からは以上である。</p>
--	---

(6) 閉会

各団体への今後の協力を依頼し、閉会。